

佐賀県告示第 128 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 6 年 5 月 2 日から施行する。

令和 6 年 5 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「FUNKY JUNKY」と表示のある製品であって、その内容物が液状のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「DRAGON BOLT」と表示のある製品であって、その内容物が液状のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「HAPPY BROWN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「tequila.24」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「生 TOLO-X」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「悶絶雄汁」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「極 GRADE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「BOOM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「ATOMIC-DASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「天衝 昨ノ型」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「天衝 阿ノ型」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「女狐の搾精」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「BAZOOKA 3000 AX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「絶頂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「目合」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「愛撫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「VIRGIN DOLL SASAGU」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「Burning SEX BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「自家発電 限界突破 激熱タイム」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「ANUS GOD HULK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「G-Beast」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「HOT SEX MASTER DX」と表示のある

製品であって、その内容物が液体のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「420 COBRA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「HYOTTOKO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(25) 次の写真に示すとおり、被包に「tacos. 24」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(26) 次の写真に示すとおり、被包に「Omega ASSASSIN」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(27) 次の写真に示すとおり、被包に「guacamole. 24」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(28) 次の写真に示すとおり、被包に「URSULA ORGA LINK」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため